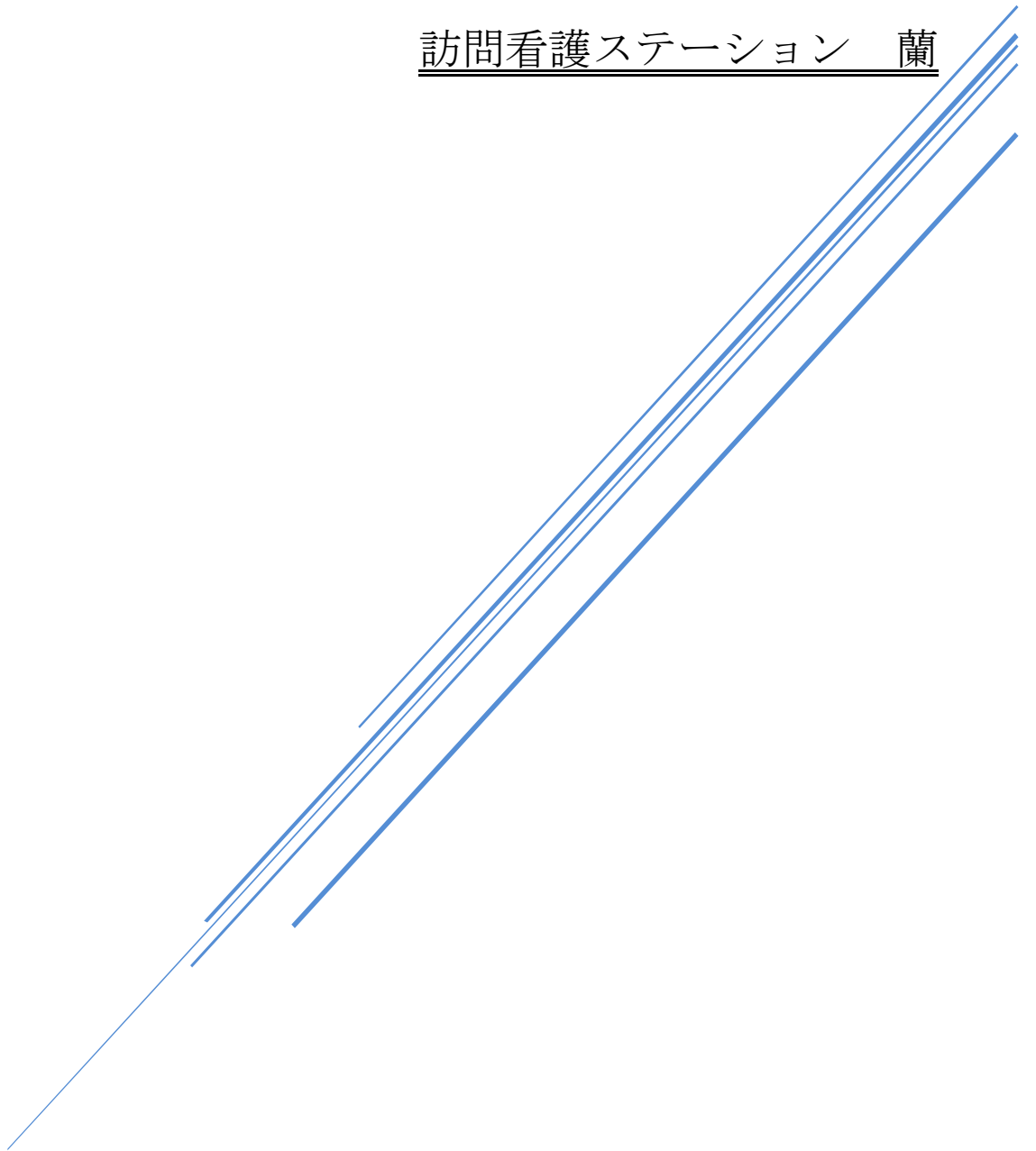


訪問看護（介護予防訪問看護）事業 重要事項説明書

訪問看護ステーション 蘭



訪問看護（介護予防訪問看護）事業 重要事項説明書

1.事業所の概要

（１） 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション 蘭
所在地	八戸市北白山台５丁目２－５
電話番号	０１７８－３８－９３２２
FAX 番号	０１７８－３８－９３２３
介護保険事業所番号	０２６０３９０５５４
管理者の氏名	佐久間 葉子

（２） 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	１名		１名	従業員及び業務の管理
看護職員	看護師	常勤換算２．５名以上			訪問看護（介護予防訪問看護）の業務にあたる
	准看護師				

（３） サービス提供時間

	通常時間帯 8:30～17:30	緊急時の対応の為、 24 時間連絡体制をとっています
平日	○	
土・日曜日	○	
休業日	無し	

（４） サービスを提供できる地域

サービスを提供できる地域	八戸市（八戸市外については相談に応じます）
--------------	-----------------------

2.事業所の訪問看護（介護予防訪問看護）の特徴等

事業の目的	対象者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続するよう支援すること。
運営方針	要介護状態（要支援状態）の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態（要支援状態）となることの予防を目的に、療養上の目標を設定し、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、計画的に訪問看護を行います。また、自らその提供する訪問看護（介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にサービスの改善を図ります。訪問看護の実施にあたって、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。

3. サービスの内容

訪問看護 (介護予防訪問看護)	内 容
	1) 症状・障害の観察
	2) 療養生活や、介護方法についての相談
	3) 食事、入浴、排泄など日常生活の世話
	4) リハビリテーションの実施、評価、助言、指導
	5) 福祉用具、住宅改修の相談・助言
	6) 床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理
	7) がん、難病、認知症の方の介護
	8) ターミナルケア(介護予防訪問看護は除く)
	9) その他

4. 利用料金（※利用料金については、別紙料金表を参照）

(1) 介護保険による場合

介護保険サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金と②付加料金を合計した額で、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、②付加料金については、該当となる場合のみに加算されます。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

(2) 医療保険による場合

医療保険による訪問看護サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、原則として①基本料金②付加料金を合計した額で、負担割合は保険の種類により変わります。ただし、②付加料金については、該当する場合のみに加算されます。

(3) 交通費・・・無料

(4) その他の料金・・・実費

(5) 料金の請求及びお支払方法

(6) 自費サービス

経管栄養管理費・・・1回 450 円（税込み）

診療付き添い・・・1時間につき 1,500 円（税込み）

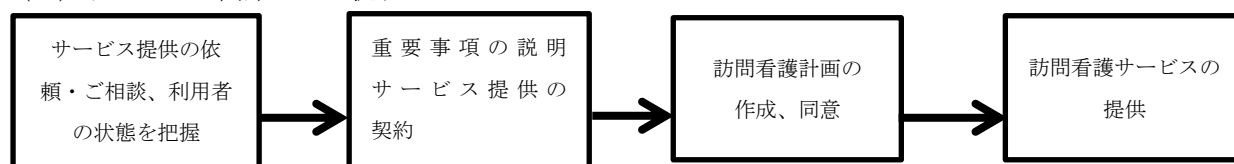
緊急時（保険外）8時30分～17時30分・・・30分につき 1,500 円（税込み）

時間外緊急時（保険外）・・・30分につき 2,500 円（税込み）

利用料・その他費用の請求方法	翌月20日頃までに当月の利用料等の請求書を送付します。
お支払方法	毎月26日前後に指定銀行口座への振込もしくは指定銀行口座から引き落としのいずれかの方法によります。領収書は、引き落としが確認されましたら、翌月の請求書と一緒に郵送します。
	※領収書の再発行時は、実費相当額を負担していただくことになりますので、大切に保管して下さい。再発行1枚につき1,100円

5. サービスの利用方法

(1) サービスの開始までの流れ



※まずは、ご来訪、お電話いずれかでお申込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。

ただし、居宅介護支援事業所と契約されている場合には担当ケアマネジャーにご相談ください。

(2) サービスの終了・・・以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者の都合でサービスの終了を希望する場合、サービスの終了を希望する場合は、速やかにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合（人員不足や、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります）は、終了1ヶ月前に通知します。
- ③ 自動終了
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- ④ その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または、当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細なことでも構いませんので、いつでも次の窓口までお申し付けください。

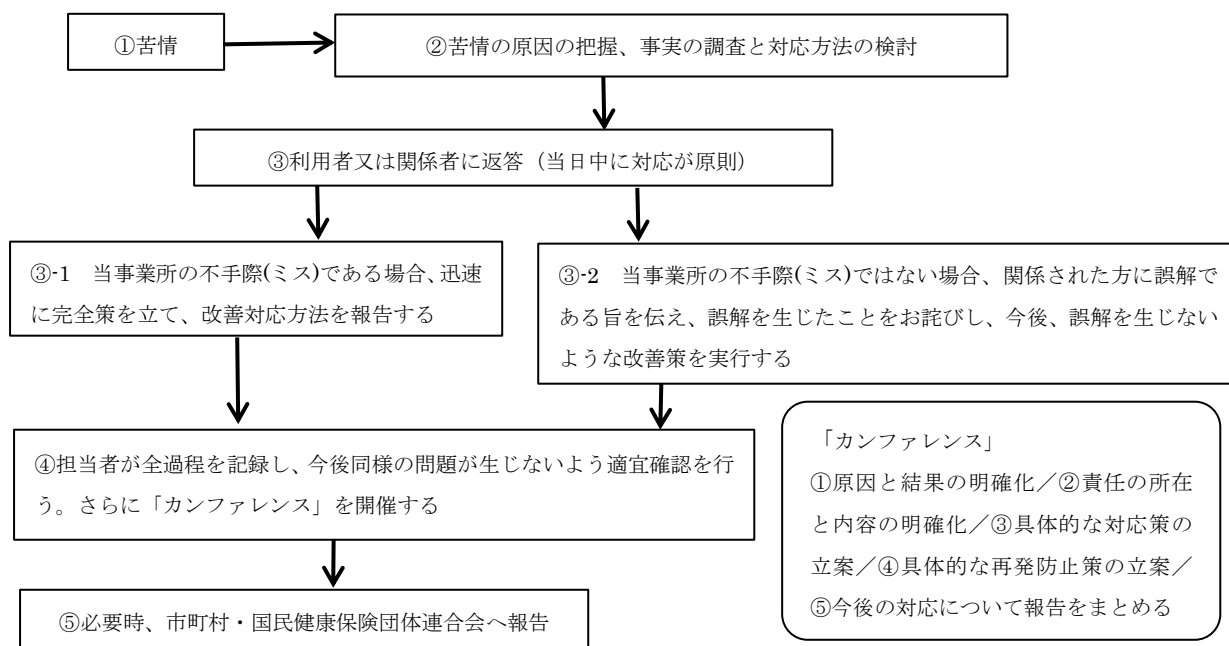
お客様相談 苦情担当者	担当者	管理者：佐久間 葉子
	電話番号	0178-38-9322
	受付日	年中(ただし、12月31日～1月3日を除く)
	受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) 当事業所に以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口にも苦情を伝えることができます。

青森県国民健康保険団体連合会	017-723-1336	八戸市役所(介護保険課)	0178-43-2111
南郷区(健康福祉課)	0178-82-3800		

(3) 苦情処理体制

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



7. 急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門相談員へ連絡します。

緊急連絡先 訪問看護ステーション 蘭 電 話:0178-38-9322
携帯電話:070-3308-3125

8. 故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。なお、損害保険会社は三井住友海上と契約しております。

9. 秘密保持等

(1) 当事業所及び訪問看護サービス提供者は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはご家族の秘密を洩らしません。この守秘義務は、サービス提供が終了した後及びサービス提供者の退職後も継続します。

(2) 当事業所は利用者またはそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者またはご家族の個人情報を用いません。

10. サービスご利用に際してのお願い

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

11. サービス利用にあたっての禁止事項について

職員に対する身体的接触（おしりを触る、無理やりキスをする）、職員に対する性的言動（卑猥な冗談、しつこく男女関係を迫る）など、セクハラ・パワハラ等があった場合は契約を解除致します。

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

令和7年2月1日作成

契約締結日 令和 年 月 日

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

所在地 青森県八戸市北白山台5丁目2-5
訪問看護ステーション 蘭

説明者氏名.....印

私は、本書面により、事業者から訪問看護（介護予防訪問看護）サービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者住 所.....

.....氏 名.....印

代理人住 所.....

.....氏 名.....印

.....本人との関係.....